

資料 2

リベイラ川流域農業開発計画に関する評価概要報告書（仮訳）

1981年12月4日 ブラジル

サンパウロ J I C A 合同評価調査団

前文

1981年4月東京で行なわれた日本国とブラジル国政府との間の二国間技術協力に関する年次協議における合意に基づき、相方の実施機関、すなわちサンパウロ州と国際協力事業団はブラジル・リベイラ川流域農業開発協力の達成評価を行なった。合同評価調査団は以下のとおり構成された。

	ブラジル側	日本側
団 長	Paulo Roberto Guedes	中 原 通 夫
圃場整備	Francisco Eugenio Nunes Gusso	田 中 義 幸
栽 培	Jose Accacio Florencio Ribeiro	関 矢 信一郎
協力企画	Luis Augusto Leitao De Ardrabe	大和田 貫 也
業務調整	Takao Namekata	瀬 戸 茂 之

評価調査は1981年11月26日から12月3日まで、サンパウロ及びレジストロの事業現場において行なわれた。調査団は事業施設を訪れ、日本人専門家及びそのカウンターパートからの事情聴取及び討議を行ない、事業の業績について評価を行なった。

この報告書は、調査団が事業現場を訪れ、意見交換を行なった結果を基に作成された。

この概要報告書から将来技術協力事業のよりよい形成のための何らかの提案もしくは助言が引き出され、また、ここに示された提案及び手段が、本事業のよりよい実施のため関係当局により考慮され、実行されるならば、大変光栄である。

Paulo Roberto Guedes	中原道夫
ブラジル調査団長	日本側調査団長

1. 序文

両国政府間の年次協議の理解に基づき、両国実施機関すなわちブラジル・サンパウロ州政府と国際協力事業団により合同評価調査団が編成された。評価の目的はリベイラ川流域農業開発協力事業による過去6年間の活動における運営及び業績を調査し、評価し、将来の技術協力事業のための教訓を引き出し、将来の本事業のよりよい実施のために採るべき手段を見出すことであった。調査団による事業の評価は、主として技術的及び運営的側面からなされた。

この報告書は要約された形で、いくつかの勧告とともに調査団の所見を扱っている。調査団は、今回の調査によってもたらされた教訓が将来の本事業のよりよい実施に寄与し、リベイラ川流域の開発のための利益が早急に発現することを期待する。しかしながら、ここに示された見解と意見は調査団のものであり、それらの実施は両国政府によって更に検討され、協議されるべきであろう。

評価調査団は野島勉団長と Dr. Rui R. dos Santos のもとに働く事業の皆様による広範な準備と、さしのべられた助力に対し深く感謝するものである。さらに調査団は州農務局、経済企画局及び公共事業環境局の各位に対し、ブラジル連邦政府及び在ブラジル大使館、在サンパウロ総領事館同様、この評価の円滑な実施のため大変力となってくださったことを感謝する。皆様の努力と助力なしにはこの調査はこれほど円滑かつ効果的には実施できなかったであろう。

2. 評価の方法

調査団による評価調査は広くは3つの部分から成り立った。1)事前の資料及び情報準備と調査 2)事業施設訪問と事業現場における事業活動に関する聴取り 3)業績及び発生した問題並びにとるべき措置についての聴取りと討議

上記1)の準備作業と2)の現場訪問を通じて、事業の現状が明らかにされるとともに今後の考慮と討議のための諸問題が明確になった。種々の基盤整備の完成が現場において確認された。討議と組合わされた一連の聴取りが行なわれ、事業実績についての共通理解と業績の発展ととるべき手段についての統一見解が目標とされた。事業の業績をその目標と比較して農業開発センターの活動の付表Ⅰとして討議議事録に掲げられた項目ごとに聴取と討議が行なわれた。討議議事録に従って両関係機関によりとられるべき行為と手段についても調査された。

3. 事業活動の分析

3.1 リベイラ川流域の農業開発に関する指導・助言

現在まで、この分野では何ら広範な活動はなされておらず、単に例えば、Cooperativa Agricola Mista do Vale do Ribeira (リベイラ川混合農業協同組合)の創出のような農民への散発的な直接的助言に留まっている。このことは目に見える形での早急な実施を伴う流域全体の開発計画も、流域の事業形成作業も存在しないことに起因している。しかし、この面の協力の重要性は、リベイラ川流域の開発がサンパウロ州にとって優先度の高い問題であるとの報告があるように、今後も変わることはない。事業形成の初期段階から開発事業の実施及び機構整備に至る手続きに関する助言が将来のこの分野の活動に含まれるべきであり、技術的及び工学的問題に関する助言同様必要である。事業のセンター活動により開発され、蓄積され、移転されつつある技術・能力はそのような指導・助言活動にとって重要な基礎となろう。

3.2 農民の所得、農家経営及び農産物価格に関する資料・情報の収集・解析及びそれらの利用

関連した資料と情報が日本人専門家により収集されてきたが、その範囲は限られている。

しかしながら、カウンターパート未配置のために、それらは充分活用されておらず、資料収集及び解析の手法は移転されているとは言いにくい。これまでに集められた資料・情報は、ポータル | その他優先度の高い地域で積極的に使われるべきである。少なくとも1名のカウンターパート配置は事業のために是非必要であり、事業の目的達成のため、1年ないし2年間は共同して働く期間が求められる。もしもブラジル人カウンターパートが配置されないのであれば、この面の作業目標は極めて減じられるので、そのような変更は、協力事業の効果を大いに減ずることになるが、現在派遣中の日本人専門家は彼の配属期間働くことはできる。

3.3 ホーデルによる農業土木技術の革新

a) ホーデル建設に関する計画の立案・機械化技術の開発

センターにおける試験圃場の建設を通じて、一般的にポータル堤防による開発計画の方向性は示されつつあり、このような開発に要求される技術は移転されてきたように見られる。評価調査団は、種々の理由からかなりの遅れはあったものの上記a)の前半の目標は達せられたと考える。

建設機材に関しては、操作、維持、修理並びに燃料供給の面で多くの問題が生じた。しかし、評価調査団は、湿地用ブルドーザ、パワーショベル、トレンチャー等ブラジルでは容易には入手できない機械類で、事業に導入されたものの奇与を認めることができた。操作及び維持技術及び能力はブラジル人オペレータと技術者に伝えられてきた。上述の状況からして、この点の目標は充分達せられたと思われる。将来、操作と維持が重要であり、十分な量と時宜を得た必要部品の獲得が絶対的に必要となろう。

b) パリケイラス試験分場内に50 haのポータルの建設、ポータル内でのかんがい、排水計画、圃場整備計画の策定

約50 haの試験圃場の建設は、当初計画に比して大幅に遅れた。その原因は、予算執行の不適正さや、職員採用の不充分さがあげられる。しかし、過去1年間にサンパウロ州政府によりなされた努力は高く評価され、圃場の主要構造物であるポンプ場や堤防は完成され、圃場は農学的活動を行なう準備ができた。

評価調査団は、未だに完成されていない基盤整備の早期実行の必要性を再確認した。洪水調整及び補正のかんがい用ダム及び、圃場整備作業の一部は早急には必要としない。しかし、センター試験圃場のよりよき水管理のためには、貯水池の整備が優先的になされる必要がある。貯水池を含めてセンターにおいて未実施のこれらの施設の建設は2年以内に可能であるが、このためには、適切な準備と予算措置がなされねばならない。これらの施

設の建設には現段階で目に見える技術的困難はない。

e) 土地改良方式の確立

ポードル I 開発計画作成の試みが進められており、センター農場の建設を通じて蓄積された経験を充分活用し、事業可能性調査の必要性を示すため及び事業実施にあたって事前の事業計画作成のためになされるべきことを示すことが目指されている。調査作業は1982年3月末までに完了する見通しである。調査報告書は、ポードル方式による事業計画のために行なわれる将来の調査のための有用な引用文献となるであろう。

その重要性にもかかわらず、これまでのところブラジル人カウンターパートは配置されていないが、特定のカウンターパートに対してではないが、ブラジル人グループに計画作成技術の移転は充分行なわれているように思われる。報告書が完全にホルトガル語に翻訳され将来調査結果が有効に使われるよう、必要とされるいくつかの説明が加えられることを勧告する。

評価調査団は、この分野の技術移転の目標は多少は達成され、ごく限られた範囲で到達したものと考える。仮りに他のホテルの事業計画と建設が意図されているのであれば、ブラジル人による統行と日本人専門家による追加的指導・助言が望ましい。

3.4 農業開発に必要な技術を開発するための実用試験

a) 導入されるべき適作物の選定、適品種の選定、施肥方法、作付体系、病虫害の防除に関する試験、実験、展示

当初作成された計画に従い、一連の試験、実験が1978/79、1979/80の作期に水稻及び野菜について個別に開始された。しかし、毎年の洪水により、最終結果を得るには至っておらず、将来の実験に役立つと思われるいくつかの技術が得られているにすぎない。水稻、豆、スイートコーン、インゲン豆、タネイモなどの有望作物が確定され、将来有望と思われる適品種がこの過程で調査され、試験された結果選定された。所見及び技術は将来の試験、訓練、普及及び種子生産に関して充分活用されるであろう。

栽培専門家の配置が兼務であることによって、栽培専門家に求められる作業量は増大し、将来ともに増加するであろう。このことは、事業運営とその成功に何らかの困難をもたらすであろう。水稻と野菜について別個の専門家配置がこの関連から望ましいと思われる。すべての必要な検査と試験を繰返すことは、そのうちのいくつかはすでに実施済みであるところから実際的にも可能でもないが、可能な限り最短の方法・試験区の削減、操作及び手段の減少における耕作の実際的技術的指導基準ないし目標を設定することが現実的と思われる。目標到達までには2～3年の試験及び実験が必要であろうが、日本人専門家の引上げ後、事業によって経験を積んだブラジル人専門家により完全な開発過程を継続し、完成することが可能であり、実際的にもであろう。

これまでに供与された機材は当面の事業活動にはば充分と思われる。しかし、ブラジル側からは、それらを扱う地元採用の技術者の不足を訴えるとともにタネイモ生産のための研究への強い関心を示した。

評価調査団は、将来生じるであろういかなる栽培上の問題も州立農業研究所との密接な協力のもとに解決されるべきであるとの一般的見解に達した。

b) 土壌保全、かんがい、水管理、農業機械化及び農業機械の利用体系に関する試験、実験、展示

土壌保全の分野についてはわずかしかなされていがないが、原因として、センターの堤防とポンプ場の完成の遅れとこれに起因するセンターでの農学的試験の遅延があげられる。調査団は、慎重な再確認と意見交換の結果、主たる試験、実験は圃場運営の過程で生じる事例に応じての予防措置を除いてこの問題に関しては何ら重要な試験も実験も必要ないであろうとの見解に致った。これは、センターの地形と比較的密な植生及びこの地域一般の気候状況のせいである。

上記のうち他の諸点については実際上何も行なわれておらず、水稻、稚苗の機械田植の制度及びコンバイン収穫機による収穫制度のみ実施されている。かんがい、水管理、農場機械化に関し将来センター圃場で行なわれる農学的研究と並行して試験、実験、展示が行なわれることが実際的と思われる。33e)にある研究のために働くかんがい専門家をこの課題のために同時に配置することが望ましい。

農業機械化に関しては、ブラジル側は、農場と事業の運営をよりよく、かつ安定して行なうために予防的保守制度の必要性を指摘した。

35 普及員及び農民に対する改良された農業技術の理論的及び実用的な訓練

36 普及農場を核とした巡回指導による周辺農民への改良農業技術の普及

この面については、周辺農民への技術的助言がいくらかはなされ、それらは、彼らにとって有意義ではあるがこれまで多くはなされていない。センターにおける訓練のために必要な農場も施設も利用不可能であり、上述した活動のための普及農場も完成していない。加えて、現在ブラジルが求めているのは必ずしも討議議事録に示されたものとは同じではなく、地域の普及計画作成であることが明らかになった。ブラジル人職員がすでに配置されており、日本人専門家の作業目標の明確化と配置が早急になされねばならない。事業内での訓練と普及活動のための計画確定が必要であろう。農業普及の分野における訓練生の派遣を含め、将来この分野で必要となる活動の完全な再調査を基に計画作成が必要である。ブラジル側は、リベイラ川流域に比較できる状態の国々におけるこのような活動の計画作成に経験を有する長期派遣の普及専門家の必要性を強調した。

代案として、計画作成の経験を有するブラジル人普及員が日本の普及制度を訪れ、あるい

は、他の、リベイラ川流域に比較しうる状態の国に派遣され、JICAから技術的助力を受けることが提案された。

3.7 農業開発に有効な優良な作物が開発された場合には、その種子の増殖と配布

イネの保存種子の生産が、IACの計画の一環として本事業により81/82作期に開始されようとしている。しかし、野菜についての同様の活動が本事業より独立して行なわれようとしているが、いまのところ実行されておらず、品種選定が完成した段階にある。この面の活動は部分的には実施の準備ができており、野菜についての計画が今のところ動いていない。しかし、本事業のブラジル人栽培専門家にとって日本人専門家がサイトを引あげた後、事業でつちかわれた技術的経験によって直面する活動を実施することは可能と思われる。

3.8 普及農場

普及農場の建設は当初予定された計画に比して大幅に遅れた。しかし、評価調査団はサークルIの普及農場の建設作業が開始され、現在進行中であることを確認した。普及農場は、予定どおり、実施のための予算の実行によって、2～3年以内に完成することが予想される。改良農業技術の早期の展示と普及のため、可及的速やかな農場の完成を強く勧告する。

かつて計画された他の普及農場の建設は現時点では実際的でなく事業の計画からは削除されねばならないことが、従前の協議において台意されたごとく確認された。

4. 両実施機関により採られた活動及び手段

4.1 JICAにより採られた活動及び手段

a) 専門家任命

事業に必要とされ、討議議事録の付表IIに掲げられた8分野の長期専門家のうち、チームリーダー、調整員及びテクニカルアドバイザー同様、土地改良及びかんがい、水稲及び野菜、農業経営の分野の専門家が1975年後半以後任命され、事業に派遣された。しかし、農業普及、病虫害、土壌肥料及び農業機械の専門家は未だ派遣されていない。未派遣の4分野のうち、土壌肥料と農業機械専門家は短期間派遣実績がある。それゆえ評価調査団は、事業への日本側からの専門家任命は充分進んでおり、残されたのは農業普及と病虫害専門家であると考える。

意見交換の結果、未配置専門家は依然として事業にとって必要であり、長期が望ましいことが一層明らかになった。しかし、現場の専門家総数は事業の進捗及び活動の必要性に応じて調整されるべきであろう。その際長期又は短期同様専門家の形態及び条件が調整されるべきである。

b) 日本における訓練及び視察旅行

24名のブラジル人行政官及び専門家が事業に関して過去6年間に日本を訪問した。24名

のうち約半数は日本での視察旅行者であり、残る半数はかんがい・排水、水稻栽培、水資源開発、農業統計、熱帯果樹、野菜、機械管理、地域開発などの種々の形態の技術訓練であった。訓練生及び訪問者の数に関しては事業は一般的に言って技術協力事業としては標準値に達し事業の目標をほぼ達成した。しかし、事業が全面的に研究段階に致ると同時に、センターの特殊な目標と必要性に従った訓練生と訪問者の選択がなされることを勧告する。

e) 機械供与

5億円(米ドルで約217百万\$)にのぼる一連の機材が日本からこの事業に持込まれた。それらは建設機材、田植機、試験器具及びポンプセットその他事業センターでのかんがい・排水のための補助機材であった。

これまでに供給された機材の総量は他の事業に比して通常もしくはいくらかこれを上回っている。調査団は本事業のための機材供与の主たる部分はほぼ終了し、将来の供与は農学的活動に要求されるものと過去に供給された諸機材の補充部品により重点が置かれるべきであることを見出した。

4.2 ブラジル側によって採られるべき活動及び手段

a) 日本人専門家に対する特権・免除及び便宜

事業に配置される日本人専門家に対し討議々事録に保証された特権・免除及び便宜は一般的に言って満足すべきものと認められるが、更に改良されるべき問題もいくらかは残されている。

b) 機材引取り、使用及び管理

討議々事録に記述されたように事業に持込まれる機材の引取りにあたっては、何ら困難な点はない。しかし、評価調査団は、供与された機材の使用は低い段階にあり、保守、修理が不十分であることを見出した。かなりの量の機材や材料が倉庫に未使用のまま放置されており、中には屋外に放置されているものがある。このことは、一部には、充分考慮されていないままの実施計画に基づいて機材が供与されたことに起因している。修理工場は機能しておらず、いくらかの改善がなされているにすぎない。調査団はこれらの機材のために適切なおおいをし、使用可能な状態にそれらを保つために十分な伯側予算が確保されるよう努力されることを提案する。調査団は、機材のために補足的補充部品を得る経路を確保し、補充部品の在庫を充実させることが、技術協力期間の終了後のことを考慮すると必要であることを勧告する。

c) カウンターパート任命

カウンターパートの主たる地位は充たされてきており、任命の遅れや数の不足がいくらかは報告されてきたにすぎない。土地開発及びかんがいについては1名のカウンターパートが事業に任命されているにすぎず、これに対して2名の日本人専門家が任命されてきた。

農業経営については、これまでカウンターパートは任命されないままにきており、日本人専門家1名が数年来この分野に配置されてきた。技術移転の見地から、このような状態は望ましくない。技術移転の目標達成のため、少くとも1名のカウンターパートが至急加わる必要性を強く感じた。

技術定着の観点から、日本で訓練されたカウンターパートが可能な限り長く事業に留まることを助言する。この目的のため及び望まれる人材確保のため、特別の配慮と扱いが人事管理上求められよう。

d) 土地・建物及び施設の提供

農業開発センターの主要建物は事業のフラジル側関係者の努力によりハリケラス試験場内に大方完成した。1981年に月現在、管理事務所、ケストハウス、農業機械庫、車庫、ポンプ場などの建物が使用中である。ハリケラス試験場以外では、日本人専門家及びブラジル人カウンターパート用宿舎がレジス10市内に建築された。普及農場内の車庫、事務所などの付帯的建物はホテル1の普及農場の建設と平行しては建てられていない。

当初計画で意図された普及農場用の土地確保はホテル1内に位置する1ヶ所を除いてうまくいっていない。しかし、'3ヶ所の普及農場計画'を進めることは農場用地確保の非常な困難さから実際的でないと思われる。調査団はそれゆえ、残る2つの普及農場を建設する考えを断念する意見に同意する。

e) 地元予算

事業の発足以来、激しい予算逼迫により重大な支障をこうむってきた。ブラジルに進行する急速なインフレが状況をさらに悪化させ、年を追って実質価値において事業への予算配分が減少した。しかし、1981年にサンパウロ州によりなされた予算配分は過去の傾向を積極面へ転換し高く評価される。評価調査団は、事業の成否はひとえに十分な財源確保に依存し、事業の目的の早急な完成のために適切な予配分がなされるべきであるとの見解に達した。最近、サンパウロ州政府は'Pro Ribeira Programa de Desenvolvimento do Vale do Ribeira'と呼ばれる経済・社会開発を配慮しており、この計画は来る4年間の財源配分を含むということをも考慮すべきである。

センター農場における農学的活動の運営、燃料・補充部品を含む機材の操作・維持のための予算、堤防・ポンプ場等の農場基盤の維持・運営のための予算並びに管理経費のための適切な予算がホテル1普及農場施設の建設経費同様優先的に確保されねばならない。事業への予算要求は、少くとも1年以前に適切なタイミングで適切な経路を通じてなされているように思われる。

5. 結論と勧告

1981年12月現在の事業の位置は比較的進んだ部分と比較的遅れた部分との混合である。

工学的部分は充分完成され、ほぼ目標が達成されたように思われ、'リベイラ川流域の農業開発のために必要な諸問題に関する指導・助言'及び'土地改良制度の確立'が残されている。事業の基盤整備に関して過去1年間になされた努力は高く評価される。センターの農場は現在試験及び生産活動が農場の部要施設の完成によって準備を完了している。

農学的部門は比較するに基盤の完成を待って停滞していた。それゆえ、将来の事業運営の重点は、農学的活動の面に向けられるべきである。その他では、農民に対する農業技術を普及し、そこから適切な制度を確立するために効果的な手段を形成する必要性が特に強調される。

事業の目標に達するために事業で行なわれるすべての調査・実験・試験を整理すると評価調査団は技術協力は事業のもとで81/82年の作期に始まる約3回の作期の間続けることが望ましいということを見出した。

以下は事業を早期に成功させるための前述の技術的所見をよりよく実施するための勧告の概要である。

- 1) 未だ未配置の日本人専門家を討議々事録配列の追求のためのみならず、事業の実際の必要性に従って早急に派遣すべきである。
- 2) 事業運営のために基本的技術移転のために現場の日本人専門家1人に対して少なくとも1名のブラジル人カウンターパートを配置しなければならない。
- 3) ホーテルIに位置する普及農場の建設工事が促進されねばならない。
- 4) 事業のもとで補充部品を含む供与機材の詳細が、事業の円滑な運営を確保するために綿密に調べられねばならない。
- 5) ホーデルIの普及農場建設のためのみならず、センターのよりよい業務のためにも、適切な地元予算が確保されねばならない。
- 6) 農学的活動の実行にあたっては、サンパウロ州の農業研究機関及びその他の機関との密接な調整及び協力を保つべきである。

資料 3

三 局 協 定 (仮 訳)

「リベイラ川流域農業開発センターの
設置活動を目的として業務局、地方局
工事環境局の間で締結した協定書」

1975年9月2日に州農務局内に農務長官 PEDRO TASSINARI FILHO, 地方長官 RAPHAEL BALDACCI FILHO, 工事環境長官 FRANCISCO HENRIQUE FERNANDO DE BARROS が参集し、日本政府の国際協力事業団の協力の下にリベイラ川流域の農業開発センターの設置活動を目的とした此の協定書を以下規定された条文条件下に署名した。

第 1 条

本協定書は 1975 年の 1 月 20 日付州条令第 5523 号を遵守したものであるが、リベイラ川流域の農業開発の作業が今後ダイナミックに行われねばならず、更に(新に)リベイラ川流域農業開発センター(今後 CENTRO と呼称)の設置活動を通じて、今後の人的財政的努力が結集されんとするにあたり、此のリベイラ川流域の農業開発に関連をもった州の色々な役所間の調整を目的とする流動的な組織を作り上げる事を目的としたものである。

第 2 条

本協定書の目的である此の責務は 1975 年の 1 月 20 日の州条令第 5523 号に述べられてありリベイラ川流域農業開発センター合同委員会(今後は単に CEDAVAL と呼称)と呼称される州農務長官官房内に設けられた委員会によって行われるが此の委員会の職責は以下の如くである。

- a) CENTRO を組織する、即ち CENTRO の事業目的を定義づけし、これに対する州政府の責任ならびに 1971 年 8 月 4 日の連邦政府政令第 69008 号の対象であるブラジル日本間の技術協力基本協約中の関連団体の責務と結びつきを明確にする事。
- b) CENTRO で開発されるべき主要なプログラムとプロジェクトを定める事。
- c) 計画、実施ならびにその結果の評価の実施。
- d) CENTRO に送られた日本政府から供給された機械機具材料の受け取りと保全の努力。
- e) 本協約の終結時に財産を全て協約当事者側に移管する事。

第 1 項

CEDAVAL は農務長官によって統率されるが日々の事務の処理インフォメーションの調整及び協約に従ってなされたサービスの完全な契約の実施と評価に必要な欠くべからざる業

續其の他の統計的データの登録に従事する特別補佐部があるが、此の部は CEDAVAL の決定に依存する事項の審査ならびに此の委員会ならびに此の協約を調整する責務から発生するその他の全ての任務を正式に遂行する事が出来る。

第 2 項

前項に述べられた特別補佐部には CEDAVAL への補佐サービスを実施する為に官房付技術補佐一名を持つ事が出来るが、この補佐は当委員会の正式のメンバーを構成し、委員長（プレジデnte）或いは任務遂行不可能時に委員長の役目を代行する事が出来る。

第 3 項

前項に述べられた補佐官は若し CEDAVAL を補佐する必要がある場合は他の協定当事者である役所からの技術者の応援を要請する事が出来る。

第 3 条

CEDAVAL の委員長は日本の国際協力事業団及びその他の公共民間団体と協定（其の他の協約当事者の事後承諾を受けて）には入ったり、本協約書の対象である作業の進捗をはかる為に同意書や協約書に署名する事が出来る。

第 4 条

1975 年 3 月 10 日サンパウロ州政府と日本政府国際協力事業団の農業ミッションとの間で締結され本協定書の一部を構成している討議議事録（Termos da Ata de Enterdimentos）を承認する。

単 項

上記に述べられている討議議事録はサンパウロ州政府と日本の国際協力事業団農業ミッションによって、しかもブラジル連邦政府と日本政府間の審査、認可後であっても、その議事録が公証役場で台帳に記載されあるなしにかゝらず改変される事が出来る事を承諾する。

第 5 条

CEDAVAL の事項で約束時責任及び権利に関係するもので、協定当事者間或は協定当事者その他の公共民間、内国、外国機関を包含する場合はその事項は委員会内の協約当事者の代表によって決定される事が出来る。

単 項

委員会内での協約当事者側の代表者が任務遂行不可能の場合はその当事者が補欠代理を指示する。

第 6 条

本協定書を実施する為に CEDAVAL 作業プログラムが作成されるが、その作業プログラムは二つの様式即ち協力プランと実施プランで実行される。

単 項

CEDAVAL 作業プランも本協定書の一部分を構成しているが、これも公証役場での台帳記載に関係なく、CENTROによってやられる作業の必要性によく台致したように協約当事者間の同意によって如何ようにも改変される事が出来る。

第 7 条

協力プランというのは第 4 条に述べられている討議議事録中に特にふれている CENTRO の作業の進捗に必要な CEDAVAL の事務局用のサービス、工事の実施或いは人的物的資源の提供についての協約当事者間の約束である。

単 項

協力プランは CEDAVAL のレベルで審査され決定され、その場合は約束取りきめの許可或いは認可を該当先きの機関の代表又は機関そのものに申請し、此の協定書の一部分を構成する事になる同意書又は条件追加書を作る事になる。

第 8 条

実施プランというのは本協定を実施する為に必要な財源を協定当事者間に割りあてる約束である。

第 9 条

協定当事者はそれぞれの役所の予算内に本協定有効期限内のプログラムと “CONTA CONVENIO CEDAVAL” の名前でレジストロ市のサンパウロ州立銀行の特別勘定に CEDAVAL の事務局が自由に使用出来る財源を租みこま ばならぬ。

第 1 項

農務局は CEDAVAL の作業プログラムに対する自己負担額として GS 15.500.000.000 (1 千 5 百万クルセイロス) を充当する事を約束するがその提出年度は 1976 年から 1980 年迄である。

第 2 項

地方局は聖州沿岸開発庁 - SUDELPA を通じて、同じく CEDAVAL の作業プログラム用として Cr \$ 95.000.000.000 (9 百 5 0 万クルセイロス) を振りむけるかその提出年度はこれも 1976 年から 1980 年迄である。

第 3 項

工事環境局は水電力部を通じて同じく CEDAVAL の作業プログラム用として Cr \$ 6.970.000.000 (6 百 97 万クルセイロス) を振りむけるがその提出年度はこれも同じく 1976 年から 1980 年迄である。

第 4 項

協定当事者の夫々が 1976 年度の為にしなければならぬ財政負担額は農務局が Cr \$

5,200,000 00 (520 万クルゼイロス), 地方局が SUDELPAを通じて Cr\$3,500,000 00 (350万クルゼイロス), 工事環境局がDAEEを通じて Cr\$ 3,200,000 00 (320万クルゼイロス)である。

第 5 項

此等の財源は公証役場の台帳への記載あるなしにかゝらず本協定書の一部を構成する事になる実施プランに基いて経費の支払い, 投資及びサービスの為に使用せられる。

第 10 条

CEDAV AL の代表は本協定かうまく実施される為の有効処置を提議する事が出来るが, それが認可されると, やはり公証役場での台帳への記載あるなしにかゝらず現協定に対する追加覚書が作成され, それか協定当事者間の協力条件に加わる事となる。

第 11 条

パリケラーアス郡の CENTROには事務局が置かれ, これが CENTROによって開発されるプログラムやプロジェクトを実施する当事者になると共に協定当事者の代表と一緒にになって CEDAV AL の作業プログラムの実施を監督する事になる。

第 1 項

事務局にはその職責を遂行する為に一名の事務局長が居るが, 彼は農業技師で CEDAV AL の意見を聴取した上で農務長官によって任命されるが, その任命は州官報に発表される。

第 2 項

第 9 条で述べられた特別勘定の操作は農務長官によって任命された二名の実施者によって行われるがその中の一人は事務局長でなければならない。

第 12 条

CEDAV AL の活動事務局の管理構造ならびに農業開発センターの活動の為の組織の明細は部内規定によってなされるがそれ等は特別補佐部で作成され, 委員会で認可されて農務局決定として州官報に発表される。

第 13 条

協定当事者は CEDAV AL が便利であると考える時期に CENTROが開発するプログラムとプロジェクトの実行に必要とする人材を CEDAV AL の事務局に提供するものとする。

第 14 条

協定当事者は必要とする期間中不動産動産及び移動産 (家畜類) を CEDAV AL に譲与するが, それ等は附録の一覧表中に明記され, やはり公証役場の台帳への記載なく現協定書及び追加覚書の一部を構成する事になる。

第 15 条

農務局, SUDELPA を通じての地方局, DAEEを通じての工事環境局から来た財源で手に

入れたり、又は追設されたりした財産は農務局の名前で登記され、協定が持続されている期間中は第14条に基いて CEDAVAL に引き渡される。有効期間が終了したり、或いは協定が解約されたり廃止された場合はそれ等の財産は合同委員会の判断で協定当事者に振り分けられる。

第16条

日本の国際協力事業団を通じて、日本政府から供給せられたりペイラ川流域農業開発センター向け機械、機具及び材料は農務局の名前で登記される。協定が終了したり 解約・廃止された場合は合同委員会の判断で協定当事者に振り分けられる。

第17条

事務局長及びその他の大学レベル技術者は法律の定むる所により、委員会によって定められた賞与を受け取る事が出来る。

第18条

事務局長は3ヶ月毎に仕事の明細を記した報告書と6ヶ月毎に受領した財源の使用に関しての決算書を委員会に提出しなければならない。

単 項

事務局長は3ヶ月毎に財源を供給した協定当事者に対して勘定明細書提出の名目で支払料費を証拠立てた報告書を提出しなければならない。

第19条

リペイラ川流域農業開発に必要であるが本協定書に述べられて、ない特定のプログラム或はプロジェクトを実施する為には協定当事者は当事者間で SUB-CONVENIOS (小覚書) を作成する事が出来る。

第1項

此の小覚書には作業の目的・実施の手段、コスト、支払条件ならびに期間を記入しなければならない。

第2項

小覚書の実施の為には後刻指示されるサンパウロ州立銀行の支店に特別口座を開設しなければならない。

第3項

全ての小覚書には正当な機関の二人の実施者の名前を示さねばならない。

第20条

現協定書は1975年の1月20日の州令第5523号の第5条に準拠してその有効期間があるのだが、協定当事者間で興味がある場合はその期間を延長する事が出来、州の官報に発表された日から有効となる。

第 21 条

現協定書を実行する事に関連して起する問題を解決する機関としてサンパウロ州首都の裁判所を擁立する。

第 22 条

条文が正しく作られ、合意に達したので唯一の同じ内容と形式で作られた 5 通の本協定書を法律的效果をあらしめる為に立会人の前で署名する。

PEDRO TASSINARI FILHO

RAPHAEL BALDACCI FILHO

立 会 人 FRANCISCO HENRIQUE FERNANDO
DE BARROS

Altino Aldo Ortolani

Luiz Carlos Cerne

資料4 専門家派遣実績

区分	専門分野	氏名	所属先	派遣期間								
				1975年	1976年	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年		
長期	チームリーダー	井上美彦	農水省	┌───┐								
	〃	宮主勉	〃	┌───┐								
	〃	野島一夫	〃	┌───┐								
	テクニカルアドバイザー	岩谷勘	〃	┌───┐								
	〃	中島基	〃	┌───┐								
	計画	日高克彦	JICA	┌───┐								
	〃	松谷弘志	〃	┌───┐								
	〃	石橋昭介	〃	┌───┐								
	農業	石岡洪義	農水省	┌───┐								
	〃	石川明	農総	┌───┐								
	〃	阿部弘	農総	┌───┐								
	〃	田村武	農総	┌───┐								
	〃	石田西	農総	┌───┐								
	短期	栽培	葛西和信	JICA特別嘱託	┌───┐							
〃		杉山信太郎	〃	┌───┐								
(6名)	農業	野田昌達	農水省	┌───┐								
	〃	池田昭	〃	┌───┐								
	農業	小菅原孝	コンサル会社	┌───┐								
	〃	大高津高	〃	┌───┐								
	農業	今井伸美	農水省	┌───┐								
	農業	佐藤正波	キャンデーセル	┌───┐								
〃	久野義	エバ	┌───┐									

資料5 機材供与実績(1975年~1981年)

(単位:千円)

区分(凡/Dに基つく)	金額(Invoiceに基つく)	内容	容
1 建設用機械, 資材及び予備部品	229,286	ドラクワイン 2台, ハンク+ 3台, ブルーザー 5台, ノークリフト 2台, トレンチャー 2台, スベアパノ類 28,820円	
2 農業用機械, 資材及び予備部品	103,528	トラクター 4台, 耕運機 2台, コンバイン 7台, 田植機8条 2台, 4条 3台, 2条 3台, 計8台 スベアパノ類 681円	
3 農薬肥料	6,936	サターン 2,000kg, 粉状水中MCP 2,000kg, スタム 200ℓ, フェチオンD ₂ 3,000kg, カスミンDO ₂ 2,000kg, キタノンP 2,000kg, ギリオキノンG 2,000kg, フェナノンD 2,000kg, 防銹剤 100kg, ベンレート 100kg	
4 修理工業用機械・用具	1,298		
5 検査用具・用具	16,092	1本工事検査用具一式, コンクリート圧縮強度試験器具 式, 水質検査セット	
6 実験研究機材	40,499	坪用脱穀機 3台, 坪用乾燥機 3台, 坪用研穀 3台, 実験用すり機 2台, 穀粒計数 1台, 試験用精米機, 発芽試験器, 乾式予察灯 2台, 自動穀粒計数器 1台, 秤強度計 5台	
7 普及訓練機材	22,091	放送システム一式, 16mm映写機 1台, スライド映写機 1台, 8mm映写機 1台, ハンディメガホン 1台, 自動隣写印刷機 1台, リコー複写機 1台	
8 測量及び気象観測器材	6,154	自動気象観測装置一式(I IWO-AMRI 702A)	
9 その他の	63,637	揚排兼用ポンプ 3基, トヨクレーブ 1台	
計	489,521		

資料6 カウンターパート受入れ実績

(1) 視察コース

年度	氏名	所属(当時)	所属(現在)	研修に際しての日本に対する要望
1976	Claus F. Jrench de Freitas	農務長官補佐官	I. E. A	
"	Alvoro Zingra do Amaral	"	I. A. C 土壌部長	
"	Juis Carlos Cerne	DAEE技術担当補佐官	同 左	
"	Alberto Lopes Ribeiro	SUDEPLPA 1 事務長		
"	Juis Kenichiro Shibata	DAEEレンストロ事業所長	DAEEリベイヤ担当部長	
1977	Jakao Namekata	農務局CPA担当補佐官	CEDAVVAL担当補佐官	
"	Waldir Ferreira Moraes	CATILEンストロ支所長	同 左	
"	Rai Ribeiro dos Santos	DEDAVAL, 責任者	"	
1979	Juis Antonio Jella	SUDEPLPA CEDAVVAL担当官	SUDEPLPA 調整官	
1980	Kazutomo Jaira	SUDEPLPA サンプルロ事務所	同 左	
"	Francisco da Costa Verdade	I. A. C 所長	無 職	
1981	Kunitomo Watanabe	経済企画局官房長	同 左	
"	Carlos Alberto Jonotti	DAEE 1 務部長	"	
"	Wilson Robert Waku	DAEEレンストロ事業所長	"	

(2) 研修コース

年度	氏名	所属(当時)	所属(現在)	研修に際しての日本に対する要望
1977	Souji (kuji)	DAEEレンストロ事業所	日本カウンタースタッフ	
"	Mauro Sikai	稲作カウンタースタッフ	同 左	
"	Rubens Jakeshi Shimizu	SUDEPLPAのケララス事業所	1 務出経営	
1978	Emilio Sakai	日本カウンタースタッフ	1 環境カウンタースタッフ	
"	Kiyoshi Yanai	稲作カウンタースタッフ	同 左	
"	Adilson Ircy B. Perceia	日本カウンタースタッフ	DAEE 農業課長	
1979	Jose Angelo Galaffoni	CEDAVVAL 農業普及	CAT 1	
1980	Luis Alberto Saes	CEDAVVAL 熱帯果樹	同 左	
"	Jisao Ishimura	CEDAVVAL 野菜園芸	"	
"	Kanae Fujihira	CEDAVVAL 農業機械	"	

資料7 伯側カウンタパート配置実績

Nome	Orgao	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981
1 Rui Ribeiro dos Santos	I.A.C							
2 Rubens Takeshi Shimizu	SUDEPLA		Dez.					
3 Adilson I.B. Pereira	D.A.E.E				Mar.			
4 Jose A. Piva	I.A.C		Maf. Dez.					
5 Mauro Sakai	I.A.C		Maf.					
6 Emilio Sakai	I.A.C		Maf.					
7 Kiyoshi Yanai	I.A.C		Maf.					
8 Issao Ishimura	I.A.C		Maf.					
9 Luis Alberto Saes	I.A.C		Jun.					
10 Ciro Scaranari	I.A.C		Jun. Dez.					
11 Jose Angelo Oalaffiori	CATI		Jun.				Dez.	
12 Joana Nishimura	G.S.A.A		Set.	Adr.				
13 Elifas A. de Oliveira	G.S.A.A		Dez.	Dez.				
14 Ary Souza de Almeida	SUDEPLA			Jun.	Jan.			
15 Souza Gozi	D.A.E.E				Jan.			
16 Kanae Fujihira	G.S.A.A					Mar.		
17 Raul B.P. Fernandes	D.A.E.E							
18 Ana Maria Tbsello	G.S.A.A							Jul.
19 Lucia Sugunoshita	CATI							Jul.
20 Saitiro Tanji	G.S.A.A		Maf.					
21 Alvaro Zingra do Amara	G.S.A.A		Mar.	Mar.				
22 Isidoro Yamanaka	G.S.A.A							
23 Takao Namekata	G.S.A.A				Dez.			
24 Euz C. Monaco	I.A.C			Jan.				
25 Fausto Coral	I.A.C					Mar.		
26 Francisco C. Verdade	I.A.C					Mar. Nov.		Jan.
27 Dircen Ciaramello	I.A.C					Nov.		Jun.

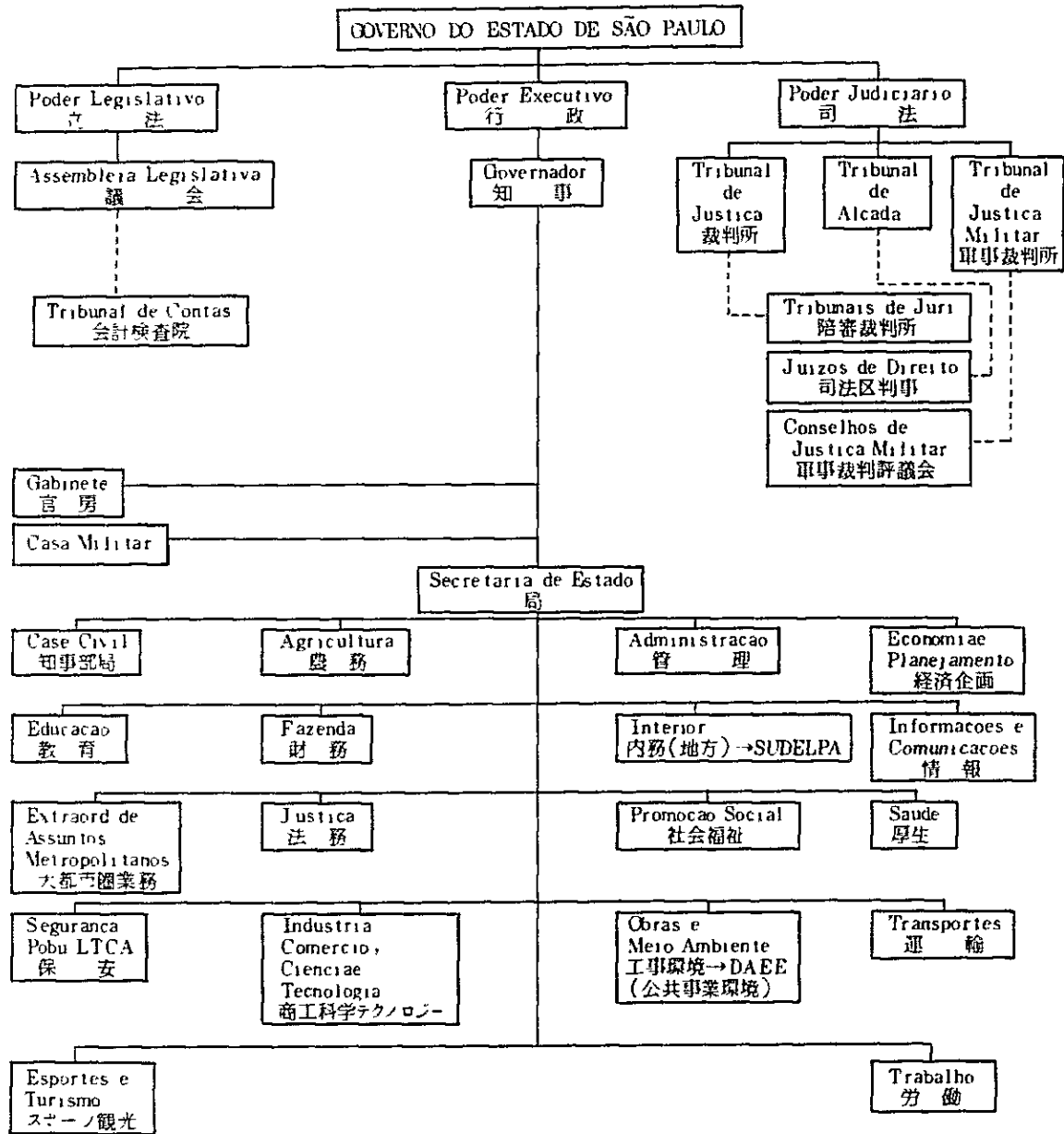
資料8 建物施設の整備実績

(1981.11現在)

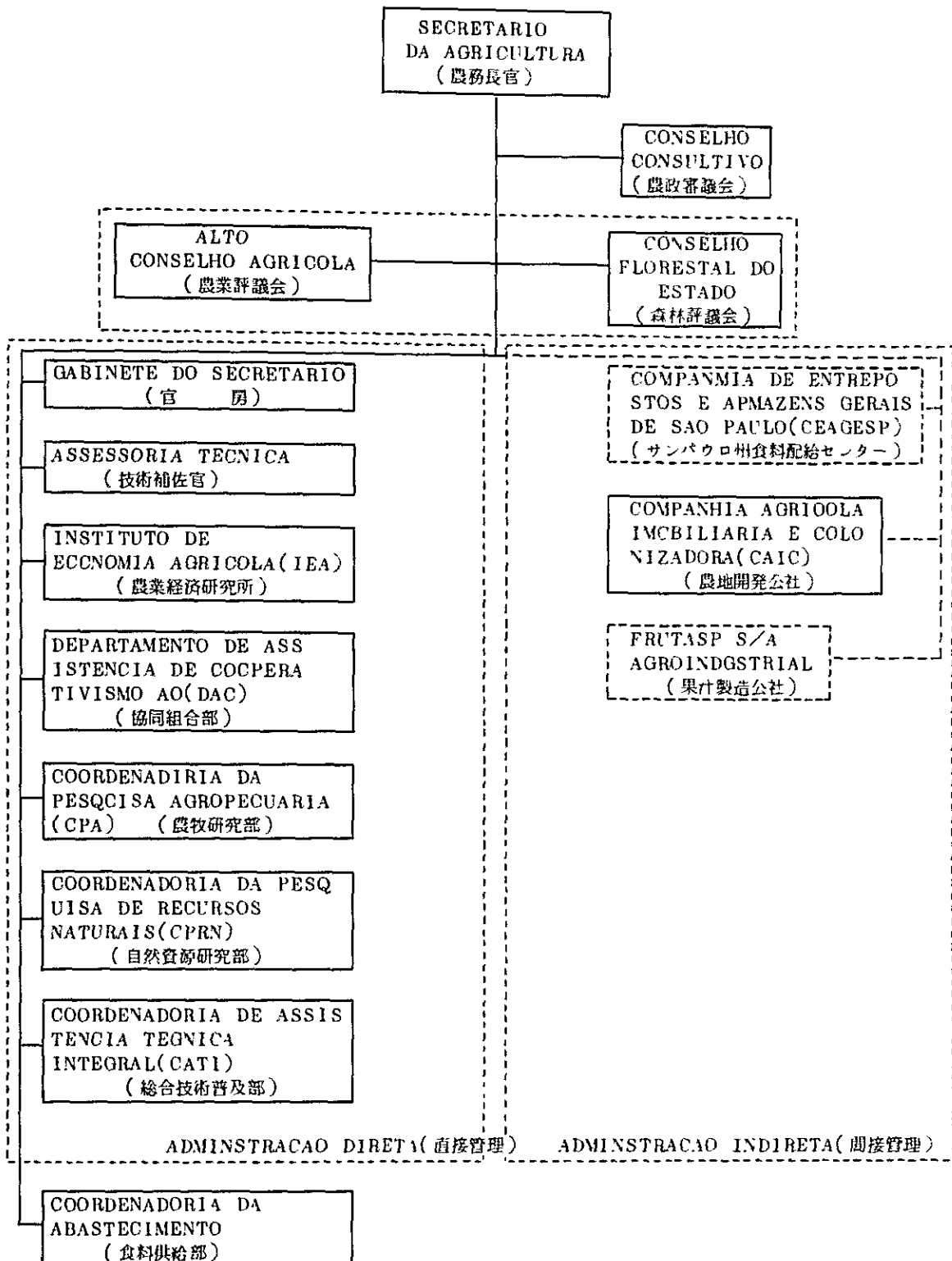
建物・施設	面	積	取得金額	取得年月	現	況	備
A. パリケイラス試験分場内							
(1) 事務所(本部)		800 m ²	-	1978年10月 (既 設)	管理状況良好		
(2) 実験研究室		200 m ²	-	(既 設)	老朽化(1981.11 一部改装)		
(3) 車庫		200 m ²	-	1978年10月 (既 設)	使用中 内部改装を計画中		
(4) 機械庫・部品庫		600 m ²	-	-	老朽化		
(5) 収穫貯蔵庫・加工場		150 m ²	-	-	管理状況良好		
(6) 雨入作業場		150 m ²	-	1981年4月 (必要なし)			
(7) ポンプ室		-	-	(既 設)			
(8) 発電室		30 m ²	-	1978年10月 *			
(9) 洗車場		1基(50,000ℓ深さ117m)	-	-			
(10) 水道施設		900 m	-	1981年6月			ボンプ場まで
(11) 通信施設		30 m ²	-	1979年12月			
(12) 電気施設		750 m ²	-	1978年10月 (既 設)			
(13) 気象観測施設		11 m ²	-	-			
(14) ゲストハウス		-	-	-			
(15) 職員用宿舎		-	-	-			
B. 普及農場内							
(1) 簡易事務所		-	-	-			
(2) 簡易機材倉庫		-	-	-			
C. レジストロ市内							
専門家用住宅		7戸(1,320 m ²)	-	-			

① (既設)とはプロジエクト発足以前からパリケイラス分場の資産として設置
 されていたものをいう。

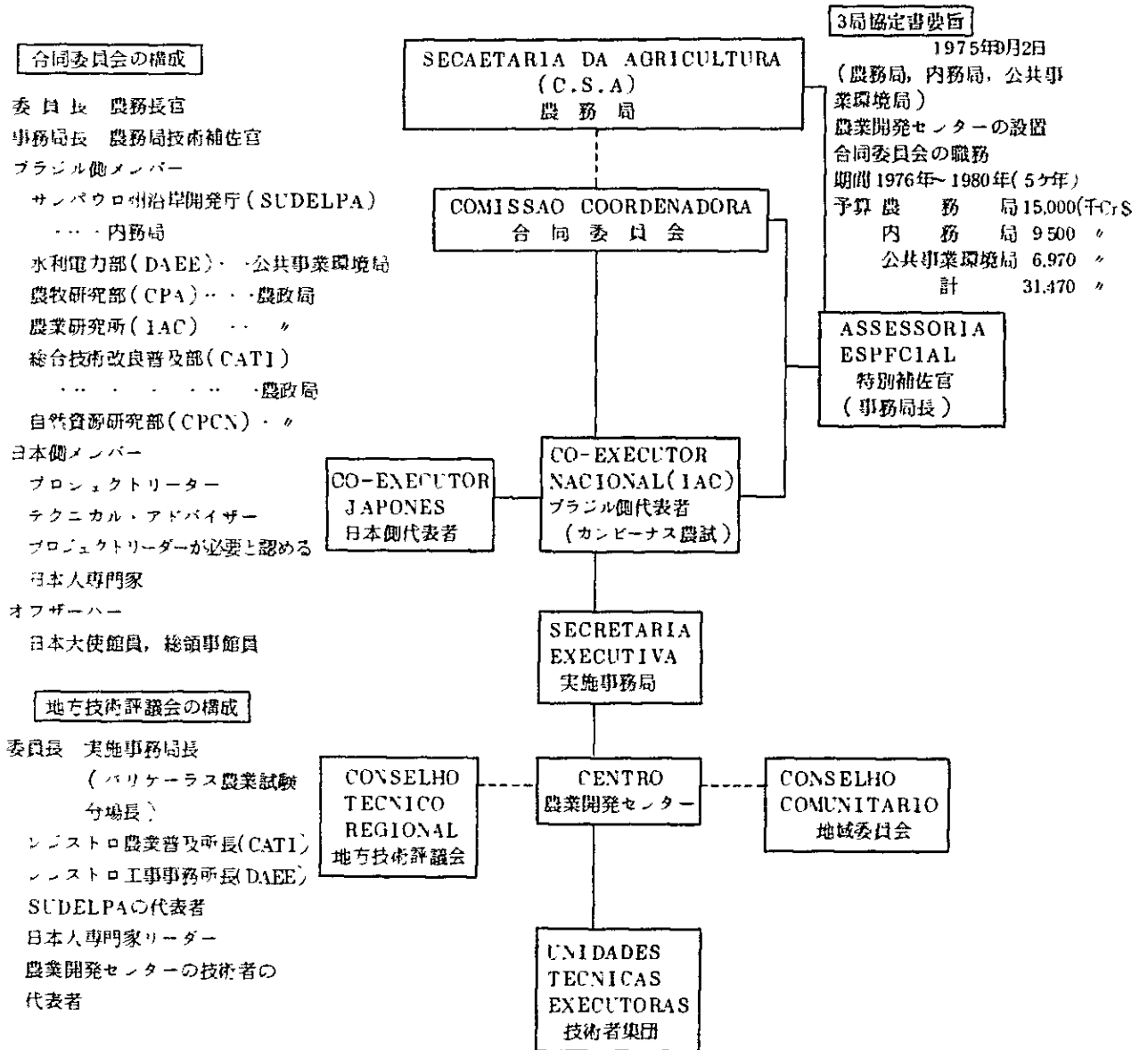
資料9 サンパウロ州政府組織図



資料10 サンパウロ州農務局組織図



資料 11 事業実施機構現在の組織図



表一 1 サンパウロ州政府予算経緯(当初予算)

局 名	1976	1977	1978	1979	1980	1980		1981	1981		1982	1982	
						前年比 (%)	シエフ (%)		前年比 (%)	シエフ (%)		前年比 (%)	シエフ (%)
Assembleia Legislativa do Estado (州議会)	174,436	235,902	388,971	563,238	763,325	1355	03	1,608,175	2107	03	3,226,029	2006	03
Tribunal de Contas (会計検査院)	68,849	86,871	153,721	223,146	400,325	1494	02	738,711	1845	01	1,277,506	1730	01
Poder Judiciario (裁判所)	922,774	1,220,832	2,207,194	3,003,041	4,288,043	1728	16	7,713,441	1799	16	17,128,298	2221	16
Gabinete do Governador (知事部局)	1,019,813	1,527,003	3,393,570	3,551,933	5,163,858	1538	21	10,232,907	1873	21	22,192,217	2169	21
Sec. da Educacao (教育部局)	8,385,925	12,031,009	17,965,668	30,317,703	36,840,251	1217	140	65,412,195	1773	132	141,310,895	2161	135
Sec. da Saude (厚生局)	1,885,901	2,560,046	4,020,420	5,999,796	8,261,522	1377	31	13,764,418	1666	28	33,466,114	2431	32
Sec. de Cultura, Ciencia e Tecnologia (科学文化テクノロジ-局)	692,958	986,096	1,529,885	515,266									
Sec. da Industria, Comercio e Tecnologia (商品科学テクノロジ-局)	750,962	1,287,821	1,959,348	2,365,868	4,141,253	3240	16	5,163,321	1247	10	15,330,323	2969	15
Sec. da Promocao Social (社会福祉局)	100,061				2,994,831	1266	11	5,384,607	1798	10	14,288,003	2654	14
Sec. de Economia e Planejamento (経済企画局)※	111,984	178,540	282,592	680,532	1,086,280	1596	03	1,802,993	1660	04	5,842,006	3232	06
Sec. da Cultura (文化局)	37,168	500,252	660,171	849,628	1,285,912	1985	17	9,260,400	2128	19	21,602,055	2333	21
Sec. da Agricultura (農務局)	405,642	498,088	763,578	1,263,967	1,893,051	1498	72	31,290,771	1811	69	66,387,719	2600	06
Sec. de Obras e Meio Ambiente (公共事業環境局)	596,042	962,021	1,197,940	14,321,577	20,844,970	1455	79	41,530,308	1992	81	82,551,408	2407	79
Sec. dos Transportes (運輸局)	950,344	1,046,617	1,753,937	2,674,448	4,263,917	1594	16	7,010,441	1651	11	15,033,404	2135	11
Sec. da Justica (司法局)	411,472	567,958	937,629	1,261,615	1,806,904	1132	69	41,069,407	1719	61	69,473,156	2107	62
Sec. da Seguranca Publica (保安局)	281,413	574,637	547,045	541,625	827,928	1528	03	17,914,233	2164	01	30,115,881	1698	03
Sec. do Interior (内務局)	1,560,002	2,201,105	2,978,834	4,166,233	5,680,797	1272	22	9,038,766	1591	18	17,041,204	1952	17
Sec. da Fazenda (財務局)	11,182,528	13,410,491	23,824,593	35,297,753	52,946,404	1500	201	92,992,122	1756	188	196,553,337	2114	187
Administracao Geral do Estado (総務局)※	98,651	219,200	306,401	441,198	581,061	1372	02	869,891	1497	02	1,705,294	1962	02
Sec. das Relacoes do Trabalho (労働局)	173,406	148,460	866,292	849,493	1,268,461	1493	05	2,895,229	2282	06	5,603,161	1935	05

単位 1,000 ヶルゼイロ

局 名	1976	1977	1978	1979	1980	1980		1981		1982	
						前年比 (%)	増減 (%)	前年比 (%)	増減 (%)	前年比 (%)	増減 (%)
Sec. dos Negocios Metropolitanos (首都圏局)	1,767,300	2,007,213	2,722,736	2,169,111	1,943,797	89.6	0.7	3,698,127	190.3	7,201,994	194.7
Secretario Extraordinario de Comunicacoes (特別交通局)	14,815	1,582									
Sec. de Informacao e Comunicacoes (情報局)				4,210,670	29,707,960	705.5	11.3	71,217,034	239.8	319,413	182.3
Reserva de Contingencia (予備費)※		-								145,025,815	138
TOTAL DO ESTADO 小 計	18,092,091	62,313,554	96,214,361	143,582,750	225,124,850	156.8	85.6	420,257,687	219.1	886,316,639	203.6
Imposto sobre a Circulacao de Mercadorias (商品流通税)※	7,235,018	10,638,863	16,365,992	22,929,250	18,001,000	165.7	14.4	7,169,031	193.9	168,335,000	228.6
TOTAL GERAL 合 計	53,147,109	72,952,417	112,580,353	166,512,000	263,125,850	158.0	100.0	393,948,000	187.7	1,048,751,639	212.3

(注)

経済企画局……予算は知事部局に含まれる

行政局……人事、物品管理等を行う

総管理……都、市への予算配分、州のプロジェクトを担当

予備費……主として人件費に当てる

商品流通税……各局予算に配分した残額であり、経済活動に応じて変動する。

予備費的性質のもの。

()は78年度を100とした実質予算指数

(100) (99.94) (92.68) (74.82) (99.28)

農務局及び農牧研究部予算経緯(当初予算)

単位 1000 ヶルゼイロ

	1977	1978	1979	1980	1980		1981	1981		1982
					前年比 (%)	増減 (%)		前年比 (%)	増減 (%)	
(SECRETARIA DA AGRICULTURA) 農務局										
ADMINISTRACAO SUPERIOR DA SECRETARIA E DA SEDE CATI (COORD. DE ASSISTENCIA TECNICA INTEGRAL)	353,225	943,881	906,240	737,008	813	169	1,847,483	2,507	199	3,451,589
CPAC(COORD. DA PESQUISA AGROPECUARIA)	803,858	952,235	1,609,422	1,759,353	1093	301	4,730,548	2,689	511	12,483,689
CPRN(COORD. DA PESQUISA DE RECURSOS NATURAIS)	289,188	347,139	916,666	1,020,398	1113	235	1,610,016	1,578	174	3,117,921
TOTAL	1,677,488	2,461,994	4,010,821	4,855,523	1,314	192	10,723,553	1,283	116	25,288,566
(COORD. DA PESQUISA AGROPECUARIA) 農牧研究部										
ADMINISTRACAO DA CPA	11,627	18,438	26,929	30,710	1180	30	32,115	1036	29	
INST. AGRONOMICO	113,625	147,091	369,815	435,776	1178	427	720,861	1,654	118	
INST. BIOLOGICO	65,639	74,758	246,227	241,272	980	236	385,376	1,597	239	4 4
INST. DE ZOOTECNIA	66,864	78,147	177,050	204,792	1157	201	296,543	1,448	183	
INST. DE TECNOLOGIA DE ALIMENTOS	11,533	72,335	97,535	107,848	1106	106	175,121	1,624	109	
TOTAL	289,188	347,139	916,666	1,020,398	1113	1000	1,610,016	1,578	1000	3,117,921

資料 13 伯側の事業予算推移

単位：1,000クセルゼイロ

	全 体	1981										
		1976	1977	1978	1979	1980	第1次追加補正		第2次追加補正		現時点合計	1982
		当予算	当予算	当予算	当予算	当予算	当予算	追加	追加	追加	追加	当予算
農務局	15,500	5,200	11,100	5,200	6,350	8,350	4,750	1,280	17,550	17,550	13,550	
官房	15,500	5,200	3(11,100)	-	-	-	2,000	6,700	8,700	10,800		
IAC	-	-	11,100	5,200	4,250	4,250	2,750	-	2,750	2,750	2,750	
CAIC	-	-	-	-	2,100	4,100	-	6,100	6,100	6,100	-	
SUDELPA	9,500	3,500	1,000	5(1,000)	2,000	3(3,000)	未定	未定	-	-	-	
DAEE	6,970	3,200	943	941	943	6(944)	未定	未定	-	-	-	
計	※1 31,970	11,900	13,043	(1,000) 7,144	9,293	12,294	4,750	1,280	17,550	17,550	13,550	
SUBIN	※2 4,098.4	2,620	672	806.4	4,349	1,291.8	未定	未定	-	-	-	
合計	36,068.4	14,520	13,715	(1,000) 7,947.4	9,727.9	(3,944) 13,585.8	4,750	1,280	17,550	17,550	13,550	

(注) ※1 農務局、内務局(SUDELPA)・…'80'87から経済企画局に組織替り、公共事業環境局(DAEE)の間で1975年9月2日に調印された分担額である。
期間は1976年～1980年の5カ年であるがインフレ率は考慮していない。農務局は協定負担額をオーバーしているが、SUDELPA及びDAEEは1980年度までで協定負担額相当である。

※2 SUBINとの3カ年協定(1976年～1978年)はよる補助額である。1979年以降も補助は継続している。

※3 1977年7月からプロジェクトのプラシエラ代表者がカンペンナ州立農業研究所長(IACの長)が業務することとなり、予算もIACに移し変えられた。

※4 農務局とCAICとの契約によるもので、日本機械の運転・維持管理等に支出され、予算は農務局官房に計上され、なお、1981年度からはCAICとは契約しない方針のためCAIC予算は計上されない。

※5 SUDELPAはDAEE年度負担額を支出未済のため、1980年度負担額が3,000クセルゼイロとなった。

※6 SUDELPA及びDAEEの1980年度負担額を支出未済のため、1981年度に繰り越された。従って、1981年度現時点での予算額は17,550千OrSに上記6の繰越額を加えた額である。

資料 14 調査団派遣実績

年 度	派遣期間	調査団名	団長および団員数	備 考
1971	12月4日～1月20日	予備調査	住吉 勇三(農林省農地局参事官) 5名	
1974	2月13日～3月14日	実施調査	(前半)長 高迎(農林省構造改善局技術課長) 8名 (後半)渡辺 滋勝(OTCA農業協力部長)	
1975	1月21日～3月21日	実施設計調査	渡辺 滋勝(JIOA 農業開発協力部長) 6名	コンサル同行(3名) R/D締結(3月10日)
1976	3月4日～3月20日	第1回巡回指導調査	佐々木欣一(農用地開発公社北海道支社長) 6名	
1977	3月26日～4月11日	第2回巡回指導調査	浅原 辰夫(農林省構造改善局設計課長) 1名	
1978	2月16日～3月4日	第3回巡回指導調査	茶谷 一	
1980	1月15日～2月3日	第4回巡回指導調査	小林 俊昭(農水省東海農政局計画部長) 6名	
1981	3月3日～3月19日	第5回巡回指導調査	人久保恭輔(北海道開発庁農業設計課長) 5名	

JICA